鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （適用除外の基準等）  第５条　略 | （適用除外の基準等）  第５条　略 |
| （点検義務）  第５条の２　広告物等の上端の位置の高さが地上から４メートルを超えるもの又は広告物の表示面積の合計が10平方メートルを超えるものに係る条例第７条の３第１項及び第２項の点検は、次の各号のいずれかに該当する者に行わせなければならない。  (１)　屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第10条第２項第３号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者  (２)　建築士法（昭和25年法律第202号）第２条第２項に規定する１級建築士又は同条第３項に規定する２級建築士  (３)　電気工事士法（昭和35年法律第139号）第２条第４項に規定する電気工事士  (４)　電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第１項第１号から第３号までに掲げる第１種電気主任技術者免状、第２種電気主任技術者免状又は第３種電気主任技術者免状の交付を受けている者  (５)　職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第１項の技能検定で広告美術仕上げに係るものに合格した者  (６)　屋外広告業の事業者団体が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第２条第４号に規定する公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者  ２　条例第７条の３第１項及び第２項の点検を行ったときは、知事が別に定めるところによりその結果を記録し、これを２年間保存しなければならない。  ３　条例第７条の３第１項ただし書及び同条第２項ただし書の他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのない広告物等として規則で定めるものは、次に掲げる広告物等とする。  (１)　建築物の壁面、へい、垣、電柱その他これらに類するもの（以下「壁面等」という。）に直接塗装されたもの  (２)　壁面等に貼り付けられたシート、はり紙その他これらに類するもの  (３)　電柱に巻き付ける広告板  (４)　立看板その他これに類するもの  (５)　バス停留所標識を利用する広告板  (６)　広告幕  (７)　気球広告  ４　条例第７条の３第１項の点検は、広告物等の設置の完了後（条例第４条の規定に基づき許可の内容を変更する場合にあっては、当該変更後）、速やかに行わなければならない。  ５　条例第７条の３第２項の点検は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間以内に行わなければならない。  (１)　条例第３条第１項又は第３条の２第３項の規定による許可を受けた広告物等　許可の期間の満了日前６月以内  (２)　(１)に掲げる広告物等以外の広告物等　条例第７条の３第１項又は第２項の点検を実施した日から起算して２年以内 |  |
| （保管した広告物等を売却する場合の手続）  第８条　屋外広告物法第８条第３項の規定による保管した広告物及び掲出物件の売却については、同法及び条例で定めるもののほか、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の規定を準用する。 | （保管した広告物等を売却する場合の手続）  第８条　屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第８条第３項の規定による保管した広告物及び掲出物件の売却については、同法及び条例で定めるもののほか、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の規定を準用する。 |
| （講習の課程）  第13条　略  ２　次の各号のいずれかに該当する者については、その申請により、前項第３号に掲げる講習の課程を免除する。  (１)　建築士法第２条第１項に規定する建築士  (２)　電気工事士法第２条第４項に規定する電気工事士  (３)　電気事業法第44条第１項第１号から第３号までに掲げる第１種電気主任技術者免状、第２種電気主任技術者免状又は第３種電気主任技術者免状の交付を受けている者  (４)　職業能力開発促進法第20条に規定する公共職業訓練若しくは同法第24条第３項に規定する認定職業訓練で帆布製品製造科に係るものを修了した者又は同法第28条第１項に規定する職業訓練指導員の免許で帆布製品製造科に係るものを受けた者  ３　略 | （講習の課程）  第13条　略  ２　次の各号のいずれかに該当する者については、その申請により、前項第３号に掲げる講習の課程を免除する。  (１)　建築士法（昭和25年法律第202号）第２条第１項に規定する建築士の資格を有する者  (２)　電気工事士法（昭和35年法律第139号）第２条第４項に規定する電気工事士の資格を有する者  (３)　電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第１項第１号から第３号までに掲げる第１種電気主任技術者免状、第２種電気主任技術者免状又は第３種電気主任技術者免状の交付を受けている者  (４)　職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第20条に規定する公共職業訓練若しくは同法第24条第３項に規定する認定職業訓練で帆布製品製造科に係るものを修了した者又は同法第28条第１項に規定する職業訓練指導員の免許で帆布製品製造科に係るものを受けた者  ３　略 |
| 別表第１（第４条、第５条関係）  　広告物の表示等の許可基準  　　１　野立ての広告物等  ア～エ　略  　　２～12　略 | 別表第１（第４条、第５条関係）  　広告物の表示等の許可基準  　　１　野立ての広告物又は広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）  ア～エ　略  　　２～12　略 |
|  |  |

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の鳥取県屋外広告物条例施行規則第５条の２第５項の規定にかかわらず、この規則の施行の日において現に表示し、又は設置されている広告物等（鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第13号。以下「条例」という。）第３条第１項又は第３条の２第３項の許可を受けて表示し、又は設置されている広告物等を除く。）に係る条例第７条の３第２項の点検は、令和５年３月31日までに行わなければならない。